浜田市美肌観光推進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条　この要綱は、浜田市が有する美肌資源の掘り起しと美肌商品の開発を島根県が進める「美肌県しまね推進事業」と連携しながら支援を行い、浜田市における美肌観光を推進することで交流人口の拡大と地域活性化を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、浜田市美肌観光推進の取り組みに積極的に協力していくことを条件とし、別表1に定める事業者等とする。ただし、市税を滞納している者を除く。

（補助対象事業）

第3条　補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、政治的活動又は宗教的活動に該当するものを除く。

（1） 島根県「美肌県しまね推進事業補助金」採択事業者支援事業

（2） 美肌関連商品等開発支援事業

（補助金額等）

第4条　補助対象経費、補助金額及び限度額は、別表２に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

　（交付申請）

第5条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美肌観光推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業着手日の30日前までに市長に提出しなければならない。

(1)　事業実施計画書

(2)　収支予算書

(3)　補助対象事業費根拠

(4) その他市長が必要と認める書類

2　前項の交付申請は同一年度内につき1回限り行うことができる。

3　補助金の交付を受けようとする者は、第1項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定)

第6条　市長は、前条の交付申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の可否を決定し、美肌観光推進事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

　（変更承認申請）

第7条　補助金の交付決定を受けた者は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、浜田市美肌観光推進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 　前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

　（実績報告）

第8条　補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに美肌観光推進事業補助金実績報告書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付額の確定等）

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、美肌観光推進事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第10条　美肌観光推進事業補助金確定通知を受けた者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、美肌観光推進事業補助金交付請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　（交付決定の取消し等）

第11条　市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第12条　市長は、第5条第3項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2　補助事業を行う者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3　市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

　（その他）

第13条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

1 　この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

　（この要綱の失効）

2　 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第1条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 観光事業者等 | 要　件 |
| 旅館組合 | 美又温泉旅館組合、旭温泉旅館組合 |
| 観光施設等運営事業者 | 浜田市内に事業所等を有する企業又は住所を有する個人等で、浜田市内の美肌素材を活かした商品化等を行う者 |
| その他 | 市長が特に認める者 |

別表2（第4条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | | 補助対象経費 | 補助率 | 補助対象  経費の上限 |
| 島根県「美肌県しまね推進事業補助金」採択事業者支援事業 | 島根県「美肌県しまね推進事業補助金」の採択を受けた事業者  (1)　誘客推進モデル事業  (2)　コンテンツ造成事業 | 島根県「美肌県しまね推進事業補助金」の採択を受けた補助対象経費 | 1／4 | 500,000円 |
| 美肌関連商品等開発支援事業 | 浜田市美肌観光推進に資する事業のうち、新規の取り組みで次に掲げるもの  (1)　美肌に関するエビデンスの取得等  (2)　パッケージ開発等  (3)　その他美肌観光推進につながる事業 | (1) エビデンス取得に関する経費  ・委託料  ・謝金・費用弁償  (2) パッケージ開発等  　・試作に係る材料費及び消耗品費  ・使用料など  (3) その他  ・広告宣伝費  ・印刷製本費など | 2／3 | 500,000円 |

備考

1 　補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

様式第1号（第5条関係）

　　年　　月　　日

浜田市長　　　　　　様

申請者　住所

氏名

電話番号

浜田市美肌観光推進事業補助金交付申請書

浜田市美肌観光の推進に今後積極的に協力し、浜田市美肌観光推進事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市美肌観光推進事業補助金交付要綱第5条の規定により交付申請書を提出します。

なお、補助金の交付の決定に際して市長が私の市税の納付状況について調査することに同意します。

記

1　観光事業者区分（該当に○を付けてください）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 旅館組合 |
|  | 観光施設等運営事業者 |
|  | その他 |

2　事業実施場所　　浜田市　　　　　　　　　番地

3　事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業 | 取組み概要 |
| 島根県「美肌県しまね推進事業補助金」採択事業者支援事業 |  |
| 美肌関連商品等開発支援事業 |  |

　　　※別途任意様式により詳しい事業内容（1.現状、2.取組みの必要性、3.目的及び成果目標を記載してください）を添付すること

4　事業実施予定期間

　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

5　交付申請額　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象事業費 | 補助金額  （千円未満切り捨て） |
| 島根県「美肌県しまね推進事業補助金」採択事業者支援事業 |  |  |
| 美肌関連商品等開発支援事業 |  |  |
| 合　　計 |  |  |

6　添付書類

　⑴　収支予算書

⑵　対象事業費の根拠がわかるもの（見積書の写し等）

⑶　その他

※島根県「美肌県しまね推進事業補助金」採択事業者支援事業にあっては、その資料の添付で代用可とします。

様式第2号（第6条関係）

指　令　番　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

浜田市長

浜田市美肌観光推進事業補助金交付決定（却下）通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のありました浜田市美肌観光推進事業補助金補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市美肌観光推進事業補助金補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1　交付金額　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象事業費 | 補助金額 |
| 島根県「美肌県しまね推進事業補助金」採択事業者支援事業 |  |  |
| 美肌関連商品等開発支援事業 |  |  |
| 合　　計 |  |  |

2　交付条件

（却下理由）

様式第3号（第7条関係）

年　　月　　日

浜田市長　　　　　　　様

住所

氏名

浜田市美肌観光推進事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日付け、浜田市指令　　第　　号をもって、交付決定のあった浜田市美肌観光推進事業補助金について下記のとおり変更したいので、浜田市美肌観光推進事業補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

1　変更の内容

2　変更の理由

3　添付書類

様式第4号（第8条関係）

年　　月　　日

浜田市長　　　　　　様

住所

氏名

浜田市美肌観光推進事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け、浜田市指令　　第　　号をもって、交付決定のあった浜田市美肌観光推進事業補助金の実績について、下記のとおり浜田市美肌観光推進事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1　事業の実施期間

2　交付決定通知額及びその精算額

3　添付書類

⑴　収支決算書

⑵　事業の経過又は成果を証する書類、写真等

　　※申請時に掲げられた目的及び成果目標に対する自己評価を添付してください。

⑶　その他

様式第5号（第9条関係）

指　令　番　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

浜田市長

浜田市美肌観光推進事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のありました浜田市美肌観光推進事業補助金について、下記のとおり助成金の額を確定しましたので、浜田市美肌観光推進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1　補助金の交付決定通知額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

2　補助対象経費の精算額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

3　補助金の交付確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　（交付決定通知額）－（交付確定額）　　　　　　　 　　　円

様式第6号（第10条関係）

浜田市美肌観光推進事業補助金交付請求書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 一　金 |  |  |  |  |  |  |  | 円 |

これは、　　年　　月　　日付け、浜田市指令　　第　　号をもって、交付決定通知（確定通知）のあった補助金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　訳 | 既交付額 | 円 |
| 今回請求額 | 円 |
| 未交付額 | 円 |

浜田市美肌観光推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、上記のとおり請求します。

　　　　　年　　月　　日

浜田市長　　　　　　様

住所

氏名

助成金の交付については、下記への口座振替を希望します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | | | | | | | |
| 同店舗名 | 本店・本所・支店・支所・出張所・代理店 | | | | | | | |
| 預金種目 | 1　普通　　2　当座　　3　その他（　　　　　　　） | | | | | | | |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | フリガナ | | | | | | | |
|  | | | | | | | |

様式第7号（第12条関係）

年　　月　　日

浜田市長　　　　　　様

住　所

氏　名

浜田市美肌観光推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年　　月　　日付け、浜田市指令　　第　　号で補助金交付決定のあった標記補助金について、浜田市美肌観光推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　補助金の額の確定額

円

2　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3　消費税及び地方消費税の確定に伴う消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4　補助金返還相当額（3－2）

円

5　参考となるその他の書類　　　　別添のとおり

　　　　　　　　　　　　　　　　（積算の内訳を添付すること）